

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|------------|--------------------|---------|---|---------|-------------|
| ◎総合企画部 総務課 | | | | | | |
| 1 | 開示請求に対する決定 | 茂原市情報公開条例 | 第11条 | | | 総合企画部 総務課 |
| 2 | 手数料の減免 | 茂原市情報公開条例 | 第15条第4項 | | | 総合企画部 総務課 |
| 3 | 手数料の減免 | 茂原市個人情報保護法等施行条例 | 第4条第3項 | | | 総合企画部 総務課 |
| 4 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 総合企画部 総務課 |
| ◎総合企画部 防災対策課 | | | | | | |
| 5 | 貸与の決定 | 茂原市防災行政無線戸別受信機貸与規則 | 第4条 | | | 総合企画部 防災対策課 |
| 6 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 総合企画部 防災対策課 |
| ◎財務部 管財課 | | | | | | |
| 7 | 行為の許可 | 茂原市庁舎管理規則 | 第5条 | | | 財務部 管財課 |
| 8 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 財務部 管財課 |
| 9 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 財務部 管財課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-------------------|------------|---------------------------------|--------------|---|---------|-----------|
| 10 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 財務部 管財課 |
| ◎財務部 市民税課 | | | | | | |
| 11 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 財務部 市民税課 |
| ◎市民部 市民課 | | | | | | |
| 12 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 市民部 市民課 |
| ◎市民部 国保年金課 | | | | | | |
| 13 | 出産育児一時金の支給 | 茂原市国民健康保険条例 | 第6条第1項 | | | 市民部 国保年金課 |
| 14 | 葬祭費の支給 | 茂原市国民健康保険条例 | 第7条第1項 | | | 市民部 国保年金課 |
| 15 | 施設の指定 | 茂原市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設の利用に関する規則 | 第4条第3項 | | | 市民部 国保年金課 |
| 16 | 利用券の交付 | 茂原市国民健康保険はり、きゅう、あん摩等施設の利用に関する規則 | 第6条第2項 | | | 市民部 国保年金課 |
| 17 | 費用徴収の免除 | 茂原市国民健康保険の保健事業の費用徴収に関する規則 | 第4条 | | | 市民部 国保年金課 |
| ◎市民部 健康管理課 | | | | | | |
| 18 | 使用の許可 | 茂原市保健センターの設置及び管理に関する条例 | 第4条第1項 | | | 市民部 健康管理課 |
| 19 | 費用の免除 | 茂原市健康増進事業の費用徴収に関する規則 | 第3条 | | | 市民部 健康管理課 |
| 20 | 工事設計の確認 | 茂原市小規模水道条例 | 第5条 | | | 市民部 健康管理課 |
| 21 | 給水開始等に係る届出 | 茂原市小規模水道条例 | 第8条第1項及び第13条 | | | 市民部 健康管理課 |
| ◎福祉部 社会福祉課 | | | | | | |
| 22 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 社会福祉課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-------------------|----------|------------------------|-------------|---|---------|-----------|
| 23 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 社会福祉課 |
| 24 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 社会福祉課 |
| 25 | 使用の許可 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例 | 第7条第1項 | | | 福祉部 社会福祉課 |
| 26 | 使用料の減免 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例 | 第11条第1項後段 | | | 福祉部 社会福祉課 |
| 27 | 使用料の還付承認 | 茂原市福祉センターの設置及び管理に関する条例 | 第11条第3項ただし書 | | | 福祉部 社会福祉課 |
| ◎福祉部 障害福祉課 | | | | | | |
| 28 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 障害福祉課 |
| 29 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 障害福祉課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条 例関連 | 担当部署 |
|--------------------|----------|-------------------------------------|----------------------------|---|-------------|------------|
| 30 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 障害福祉課 |
| 31 | 利用の許可 | 茂原市中心障害者福祉作業所設置及び管理に関する条例 | 第7条(第11条第2項において準用する場合を含む。) | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 32 | 医療費の助成 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例 | 第6条及び第8条第4項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 33 | 受給資格の認定 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例 | 第7条第1項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 34 | 受給券の再交付 | 茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則 | 第9条第9項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 35 | 受給者の認定 | 茂原市重度心身障害者福祉手当支給条例 | 第5条第2項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 36 | 事業者の登録 | 茂原市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則 | 第2条第1項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 37 | 利用の決定 | 茂原市地域生活支援事業実施規則 | 第5条 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 38 | 派遣の決定 | 茂原市意思疎通支援事業実施規則 | 第9条第1項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 39 | 給付の決定 | 茂原市日常生活用具給付事業実施規則 | 第7条第1項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 40 | 給付の決定 | 茂原市点字図書給付事業実施規則 | 第5条 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 41 | 利用の決定 | 茂原市移動支援事業実施規則 | 第5条 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 42 | 利用の決定 | 茂原市地域活動支援センター事業実施規則 | 第5条 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 43 | 利用の決定 | 茂原市障害者訪問入浴サービス事業実施規則 | 第7条 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 44 | 職親の決定 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施規則 | 第2条第2項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 45 | 職親委託の決定 | 茂原市知的障害者職親委託事業実施規則 | 第4条第1項 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| 46 | 利用の決定 | 茂原市日中一時支援事業実施規則 | 第4条 | | | 福祉部 障害福祉課 |
| ◎福祉部 高齢者支援課 | | | | | | |
| 47 | 費用の徴収猶予等 | 茂原市老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則 | 第4条 | | | 福祉部 高齢者支援課 |
| 48 | 保険料の徴収猶予 | 茂原市介護保険条例 | 第8条第1項 | | | 福祉部 高齢者支援課 |
| 49 | 保険料の減免 | 茂原市介護保険条例 | 第9条第1項 | | | 福祉部 高齢者支援課 |
| 50 | 登録の決定 | 茂原市基準該当訪問介護事業者等の登録等に関する規則 | 第4条 | | | 福祉部 高齢者支援課 |
| ◎福祉部 子育て支援課 | | | | | | |
| 51 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 子育て支援課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-------------------|-----------|-------------------------|---------|---|---------|------------|
| 52 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 子育て支援課 |
| 53 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 福祉部 子育て支援課 |
| 54 | 受給券の交付 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則 | 第8条第1項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 55 | 受給券の再交付 | 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則 | 第14条第1項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 56 | 受給券の交付 | 茂原市子ども医療費の助成に関する規則 | 第9条 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 57 | 受給券の再交付 | 茂原市子ども医療費の助成に関する規則 | 第11条第1項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 58 | 養育医療券の再交付 | 茂原市母子保健法施行細則 | 第5条第2項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 59 | 養育医療変更の承認 | 茂原市母子保健法施行細則 | 第6条第1項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 60 | 徴収額の徴収猶予 | 茂原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則 | 第10条第2項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| 61 | 徴収額の減免 | 茂原市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則 | 第11条第1項 | | | 福祉部 子育て支援課 |
| ◎福祉部 保育課 | | | | | | |
| 62 | 保育料等の減免 | 茂原市保育所の設置及び管理に関する条例 | 第6条 | | | 福祉部 保育課 |
| 63 | 利用の承諾 | 茂原市保育の利用に関する規則 | 第4条 | | | 福祉部 保育課 |
| 64 | 保育所等変更の承諾 | 茂原市保育の利用に関する規則 | 第5条第1項 | | | 福祉部 保育課 |
| 65 | 利用の承諾 | 茂原市保育所の延長保育の利用に関する規則 | 第5条第2項 | | | 福祉部 保育課 |
| 66 | 利用時間変更の承諾 | 茂原市保育所の延長保育の利用に関する規則 | 第6条第2項 | | | 福祉部 保育課 |
| ◎経済環境部 農政課 | | | | | | |
| 67 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 経済環境部 農政課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-----|----------------------|--------------------------|-------------------------------|---|---------|-----------|
| 68 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 農政課 |
| 69 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 農政課 |
| 70 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 農政課 |
| 71 | 使用の許可 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例 | 第4条第1項(第11条第2項において準用する場合を含む。) | | | 経済環境部 農政課 |
| 72 | 使用料の還付承認 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例 | 第8条第2項ただし書 | | | 経済環境部 農政課 |
| 73 | 使用料の減免 | 茂原農産物直売所の設置及び管理に関する条例 | 第9条 | | | 経済環境部 農政課 |
| 74 | 分担金の減免 | 茂原市治山事業分担金徴収条例 | 第6条 | | | 経済環境部 農政課 |
| 75 | 分担金等の徴収猶予等 | 茂原市県営土地改良事業分担金徴収条例 | 第7条 | | | 経済環境部 農政課 |
| 76 | 金銭等の徴収猶予等 | 茂原市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 | 第3条 | | | 経済環境部 農政課 |
| 77 | 分担金の徴収猶予及び減免 | 茂原市農業集落排水事業分担金徴収条例 | 第5条 | | | 経済環境部 農政課 |
| 78 | 排水設備の新設等の計画の確認及び変更確認 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第7条 | | | 経済環境部 農政課 |
| 79 | 工事完了の検査 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第8条第2項 | | | 経済環境部 農政課 |
| 80 | 使用料の減免 | 茂原市農業集落排水処理施設条例 | 第18条 | | | 経済環境部 農政課 |

◎経済環境部 商工観光課

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特別条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|----------|--------------|---------|---|---------|-------------|
| 81 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 商工観光課 |
| 82 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 商工観光課 |
| 83 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 商工観光課 |
| 84 | 奨励措置の指定 | 茂原市企業立地促進条例 | 第4条第1項 | | | 経済環境部 商工観光課 |
| 85 | 奨励金の交付 | 茂原市企業立地促進条例 | 第5条第1項 | | | 経済環境部 商工観光課 |
| 86 | 地位承継の承認 | 茂原市企業立地促進条例 | 第7条 | | | 経済環境部 商工観光課 |
| ◎経済環境部 環境保全課 | | | | | | |
| 87 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 経済環境部 環境保全課 |
| 88 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 環境保全課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特別条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|----------|------------------------------------|---------|---|---------|-------------|
| 89 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 環境保全課 |
| 90 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 経済環境部 環境保全課 |
| 91 | 特定事業の許可 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 | 第9条 | | | 経済環境部 環境保全課 |
| 92 | 変更の許可 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 | 第16条第1項 | | | 経済環境部 環境保全課 |
| 93 | 譲受けの許可 | 茂原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例 | 第28条第1項 | | | 経済環境部 環境保全課 |
| ◎都市建設部 土木建設課 | | | | | | |
| 94 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 土木建設課 |
| 95 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 土木建設課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|-------------|---------------|----------|---|---------|-------------|
| 96 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 土木建設課 |
| ◎都市建設部 土木管理課 | | | | | | |
| 97 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 土木管理課 |
| 98 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 土木管理課 |
| 99 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 土木管理課 |
| 100 | 占用料の還付承認 | 茂原市道路占用料条例 | 第4条ただし書 | | | 都市建設部 土木管理課 |
| 101 | 占用料の減免 | 茂原市道路占用料条例 | 第5条 | | | 都市建設部 土木管理課 |
| 102 | 占用料の還付承認 | 茂原市準用河川占用料条例 | 第4条ただし書 | | | 都市建設部 土木管理課 |
| 103 | 占用料の減免 | 茂原市準用河川占用料条例 | 第5条 | | | 都市建設部 土木管理課 |
| 104 | 行為の許可及び変更許可 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第4条第1項 | | | 都市建設部 土木管理課 |
| 105 | 占用料の還付承認 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第11条ただし書 | | | 都市建設部 土木管理課 |
| 106 | 占用料の減免 | 茂原市法定外公共物管理条例 | 第12条 | | | 都市建設部 土木管理課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|--------------|------------------------|-------------------------------|---|---------|-------------|
| ◎都市建設部 都市計画課 | | | | | | |
| 107 | 使用の許可 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 | 第5条第1項(第16条第2項において準用する場合を含む。) | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 108 | 使用料の減免 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 | 第9条 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 109 | 使用料の還付承認 | 茂原市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 | 第10条ただし書 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 110 | 定期使用券等の再交付 | 茂原市自転車駐車場の管理及び運営に関する規則 | 第6条(第9条において準用する場合を含む。) | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 111 | 費用の免除 | 茂原市自転車等放置防止に関する条例 | 第14条第3項 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 112 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 都市建設部 都市計画課 |
| 113 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 都市計画課 |
| 114 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 都市計画課 |
| 115 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 都市計画課 |
| 116 | 景観づくり活動団体の認定 | 茂原市景観条例 | 第16条第2項 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 117 | 変更の認定 | 茂原市景観条例 | 第17条第1項 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 118 | 駐車料金の減免 | 茂原市駐車場の設置及び管理に関する条例 | 第6条 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 119 | 駐車料金の還付承認 | 茂原市駐車場の設置及び管理に関する条例 | 第7条ただし書 | | | 都市建設部 都市計画課 |
| 120 | 定期駐車券の交付等 | 茂原市駐車場の管理及び運営に関する規則 | 第5条第3項、第4項及び第5項 | | | 都市建設部 都市計画課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-------------------|------------------------------|--------------|-----------------------------|---|---------|-------------|
| 121 | 許可地域等における許可(鉄道車両に係るものを除く。) | 千葉県屋外広告物条例 | 第6条第1項 | | ○ | 都市建設部 都市計画課 |
| 122 | 広告物活用地区における許可(鉄道車両に係るものを除く。) | 千葉県屋外広告物条例 | 第6条の2第3項 | | ○ | 都市建設部 都市計画課 |
| 123 | 広告物等の許可(鉄道車両に係るものを除く。) | 千葉県屋外広告物条例 | 第8条第2項 | | ○ | 都市建設部 都市計画課 |
| 124 | 許可の有効期間の決定 | 千葉県屋外広告物条例 | 第9条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。) | | ○ | 都市建設部 都市計画課 |
| 125 | 許可の更新 | 千葉県屋外広告物条例 | 第9条第3項 | | ○ | 都市建設部 都市計画課 |
| 126 | 広告物等の変更及び改造の許可 | 千葉県屋外広告物条例 | 第10条第1項 | | ○ | 都市建設部 都市計画課 |
| ◎都市建設部 建築課 | | | | | | |
| 127 | 手数料の減免 | 茂原市手数料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 総合企画部 総務課、財務部 市民税課、市民部 市民課、経済環境部 農政課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課 | | 都市建設部 建築課 |
| 128 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 建築課 |
| 129 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 建築課 |
| 130 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 建築課 |
| 131 | 入居の決定 | 茂原市営住宅管理条例 | 第7条第3項 | | | 都市建設部 建築課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|----------------|---------------------------------|--------------------------------------|---|---------|-------------|
| 132 | 家賃の減免又は徴収猶予 | 茂原市営住宅管理条例 | 第15条(第30条第3項及び第32条第3項において準用する場合を含む。) | | | 都市建設部 建築課 |
| 133 | 社会福祉法人等の使用許可 | 茂原市営住宅管理条例 | 第42条第1項 | | | 都市建設部 建築課 |
| 134 | 敷地の目的外使用の許可 | 茂原市営住宅管理条例 | 第52条 | | | 都市建設部 建築課 |
| 135 | 手数料の還付承認 | 茂原市建築基準法関係手数料条例 | 第4条ただし書 | | | 都市建設部 建築課 |
| 136 | 手数料の減免 | 茂原市建築基準法関係手数料条例 | 第5条 | | | 都市建設部 建築課 |
| 137 | 公益上必要な建築物の特例許可 | 茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 | 第13条 | | | 都市建設部 建築課 |
| 138 | 許可内容の変更許可 | 茂原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則 | 第4条第1項 | | | 都市建設部 建築課 |
| ◎都市建設部 都市整備課 | | | | | | |
| 139 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 都市整備課 |
| 140 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 都市整備課 |
| 141 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 都市整備課 |
| 142 | 行為の許可及び変更許可 | 茂原市都市公園条例 | 第9条第1項及び第10条(第16条において準用する場合を含む。) | | | 都市建設部 都市整備課 |
| 143 | 使用料等の還付承認 | 茂原市都市公園条例 | 第12条ただし書(第16条において準用する場合を含む。) | | | 都市建設部 都市整備課 |
| 144 | 使用料等の減免 | 茂原市都市公園条例 | 第13条(第16条において準用する場合を含む。) | | | 都市建設部 都市整備課 |
| 145 | 延滞金の減免 | 茂原都市計画事業土地区画整理事業施行条例 | 第21条第3項 | | | 都市建設部 都市整備課 |
| ◎都市建設部 下水道課 | | | | | | |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-----|--------------------------|-------------------------|-----------------|---|---------|------------|
| 146 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 下水道課 |
| 147 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 下水道課 |
| 148 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 都市建設部 下水道課 |
| 149 | 排水設備等の計画の確認及び変更確認 | 茂原市公共下水道条例 | 第4条 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 150 | 排水設備等の工事の検査 | 茂原市公共下水道条例 | 第6条第1項 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 151 | 特別の必要による公共ます及び取付管の新設等の許可 | 茂原市公共下水道条例 | 第20条 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 152 | 占用の許可及び変更許可 | 茂原市公共下水道条例 | 第21条第1項 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 153 | 特別使用の許可 | 茂原市公共下水道条例 | 第26条第1項 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 154 | 使用料等の減免 | 茂原市公共下水道条例 | 第29条 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 155 | 助成の申請 | 茂原市水洗便所改造資金助成条例 | 第6条 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 156 | 負担金の徴収猶予 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 第7条 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 157 | 負担金の減免 | 茂原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 | 第8条 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 158 | 指定工事店の指定、指定工事店証の交付及び再交付 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 | 第3条、第5条第1項及び第3項 | | | 都市建設部 下水道課 |
| 159 | 指定の更新 | 茂原市下水道排水設備指定工事店規則 | 第8条第1項 | | | 都市建設部 下水道課 |

◎本納支所

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-------------------|----------|--------------|---------|---|---------|-----------|
| 160 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 本納支所 |
| 161 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 本納支所 |
| 162 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 本納支所 |
| ◎教育部 教育総務課 | | | | | | |
| 163 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 教育総務課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|---------------------|--|--------------------------|-------------------------------|---|---------|-------------|
| 164 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 教育総務課 |
| 165 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 教育総務課 |
| ◎教育部 学校教育課 | | | | | | |
| 166 | 保育料の減免 | 茂原市立幼稚園保育料の徴収に関する条例 | 第4条 | | | 教育部 学校教育課 |
| 167 | 保育料の還付承認 | 茂原市立幼稚園保育料の徴収に関する条例 | 第5条ただし書 | | | 教育部 学校教育課 |
| 168 | 利用の許可 | 茂原市スクールバス運行規則 | 第4条 | | | 教育部 学校教育課 |
| ◎教育部 生涯学習課 | | | | | | |
| 169 | 使用の許可 | 茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例 | 第4条第1項 | | | 教育部 生涯学習課 |
| 170 | 使用料の減免 | 茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例 | 第8条第1項後段 | | | 教育部 生涯学習課 |
| 171 | 使用料の還付承認 | 茂原市社会教育センターの設置及び管理に関する条例 | 第8条第3項ただし書 | | | 教育部 生涯学習課 |
| 172 | 図書館カードの交付 | 茂原市立図書館規則 | 第7条第1項(第14条において準用する場合を含む。) | | | 教育部 生涯学習課 |
| 173 | 現状変更の承認 | 茂原市文化財の保護に関する条例 | 第9条 | | | 教育部 生涯学習課 |
| 174 | 時間外使用の許可 | 茂原市青年館設置及び管理に関する条例 | 第4条第2項(第13条第2項において準用する場合を含む。) | | | 教育部 生涯学習課 |
| 175 | 使用の許可 | 茂原市青年館設置及び管理に関する条例 | 第6条第1項(第13条第2項において準用する場合を含む。) | | | 教育部 生涯学習課 |
| 176 | 現状変更等の許可(千葉県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則第3条第1項に規定する現状の変更及び保存に影響を及ぼす行為に係るものに限る。) | 千葉県文化財保護条例 | 第38条第1項 | | ○ | 教育部 生涯学習課 |
| ◎教育部 スポーツ振興課 | | | | | | |
| 177 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 スポーツ振興課 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-----------------------|----------|---------------|------------|---|---------|---------------|
| 178 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 スポーツ振興課 |
| 179 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 スポーツ振興課 |
| 180 | 利用の許可 | 茂原市立学校施設の開放規則 | 第7条第1項 | | | 教育部 スポーツ振興課 |
| 181 | 使用の許可 | 茂原市市民体育館条例 | 第4条 | | | 教育部 スポーツ振興課 |
| 182 | 使用料の還付承認 | 茂原市市民体育館条例 | 第7条第2項ただし書 | | | 教育部 スポーツ振興課 |
| 183 | 使用料の減免 | 茂原市市民体育館条例 | 第8条 | | | 教育部 スポーツ振興課 |
| 184 | 特別設備の許可 | 茂原市市民体育館管理規則 | 第14条 | | | 教育部 スポーツ振興課 |
| ◎教育部 美術館・郷土資料館 | | | | | | |
| 185 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 186 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 美術館・郷土資料館 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特別条例関連 | 担当部署 |
|--------------|---------------|----------------------------|---------|---|---------|---------------|
| 187 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 188 | 使用の許可 | 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例 | 第5条第2項 | | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 189 | 観覧料及び使用料の減免 | 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例 | 第8条 | | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 190 | 観覧料及び使用料の還付承認 | 茂原市立美術館・郷土資料館の設置及び管理に関する条例 | 第9条ただし書 | | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 191 | 資料寄託の承認 | 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則 | 第13条第2項 | | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 192 | 資料貸出しの許可 | 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則 | 第14条第2項 | | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| 193 | 資料貸出しの期間延長の承認 | 茂原市立美術館・郷土資料館管理及び運営に関する規則 | 第14条第3項 | | | 教育部 美術館・郷土資料館 |
| ◎教育部 東部台文化会館 | | | | | | |
| 194 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 東部台文化会館 |
| 195 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 東部台文化会館 |
| 196 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 東部台文化会館 |
| 197 | 使用の許可 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 | 第5条第1項 | | | 教育部 東部台文化会館 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条 例関連 | 担当部署 |
|----------------------|-----------|------------------------------|----------|---|-------------|--------------|
| 198 | 使用料の減免 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 | 第10条 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 199 | 使用料の還付承認 | 茂原市東部台文化会館の設置及び管理に関する条例 | 第11条ただし書 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 200 | 使用変更等の許可 | 茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則 | 第9条第1項 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 201 | 販売行為等の承認 | 茂原市東部台文化会館の管理及び運営に関する規則 | 第21条 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 202 | 利用者の登録 | 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則 | 第4条 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 203 | 利用者登録の変更 | 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則 | 第6条 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 204 | 利用者登録の更新 | 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則 | 第7条第1項 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 205 | 利用者登録の廃止 | 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則 | 第8条 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| 206 | 登録カードの再発行 | 茂原市教育委員会の管理する公共施設の電話予約に関する規則 | 第12条 | | | 教育部 東部台文化会館 |
| ◎教育部 学校給食センター | | | | | | |
| 207 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 学校給食センター |
| 208 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 学校給食センター |
| 209 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 学校給食センター |
| 210 | 給食費の減免 | 茂原市学校給食センターの管理及び運営に関する規則 | 第12条第4項 | | | 教育部 学校給食センター |
| ◎教育部 本納公民館 | | | | | | |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|-------------------|----------|---------------------|-------------|---|---------|-----------|
| 211 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 本納公民館 |
| 212 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 本納公民館 |
| 213 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 本納公民館 |
| 214 | 使用の許可 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 | 第7条 | 【共通担当部署】 教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 本納公民館 |
| 215 | 使用料の減免 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 | 第10条第1項後段 | 【共通担当部署】 教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 本納公民館 |
| 216 | 使用料の還付承認 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 | 第10条第3項ただし書 | 【共通担当部署】 教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 本納公民館 |
| ◎教育部 鶴枝公民館 | | | | | | |
| 217 | 延滞金の減免 | 茂原市延滞金徴収条例 | 第2条第2項 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、総合企画部 防災対策課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 鶴枝公民館 |

茂原市 条例適用処分一覧表【申請に対する処分】

| No. | 処分の概要 | 例規名称 | 根拠条項 | 備考 | 県特例条例関連 | 担当部署 |
|---------------|--------------|---------------------|-------------|---|---------|-----------|
| 218 | 使用料の減免 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第5条 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 鶴枝公民館 |
| 219 | 使用料の還付承認 | 茂原市行政財産使用料条例 | 第6条ただし書 | 【共通担当部署】 財務部 管財課、福祉部 社会福祉課、福祉部 障害福祉課、福祉部 子育て支援課、経済環境部 農政課、経済環境部 商工観光課、経済環境部 環境保全課、都市建設部 土木建設課、都市建設部 土木管理課、都市建設部 都市計画課、都市建設部 建築課、都市建設部 都市整備課、都市建設部 下水道課、本納支所、教育部 教育総務課、教育部 スポーツ振興課、教育部 美術館・郷土資料館、教育部 東部台文化会館、教育部 学校給食センター、教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 鶴枝公民館 |
| 220 | 使用の許可 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 | 第7条 | 【共通担当部署】 教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 鶴枝公民館 |
| 221 | 使用料の減免 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 | 第10条第1項後段 | 【共通担当部署】 教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 鶴枝公民館 |
| 222 | 使用料の還付承認 | 茂原市公民館の設置及び管理に関する条例 | 第10条第3項ただし書 | 【共通担当部署】 教育部 本納公民館、教育部 鶴枝公民館 | | 教育部 鶴枝公民館 |
| ◎議会事務局 | | | | | | |
| 223 | 開示請求に対する決定 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する条例 | 第24条 | | | 議会事務局 |
| 224 | 手数料の減免 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する条例 | 第30条第4項 | | | 議会事務局 |
| 225 | 訂正請求に対する決定 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する条例 | 第34条 | | | 議会事務局 |
| 226 | 利用停止請求に対する決定 | 茂原市議会の個人情報の保護に関する条例 | 第41条 | | | 議会事務局 |